

News Release

2026年7月30日

熊本県信用保証協会制度 『緊急時短期資金保証制度』 ならびに『緊急時条件変更』の取扱開始について

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、令和8年熊本地震の影響に対応するため、熊本県信用保証協会制度『緊急時短期資金保証制度』ならびに『緊急時条件変更』の取扱を開始しましたので、お知らせいたします。

引き続き熊本銀行は、「令和8年熊本地震」により影響を受ける事業者のみなさまの、事業継続のご支援に努めてまいります。

記

1. 『緊急時短期資金保証制度』概要

対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗
お使いみち	事業資金（運転資金に限る）※他保証の借換、回収条件は不可
融資金額	直近決算（確定申告）期の月商1ヶ月以内の金額
融資期間	6ヶ月以内
融資利率	熊本銀行所定の利率

2. 『緊急時条件変更』概要

対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
対象となるご融資	熊本県信用保証協会保証利用のご融資
条件変更の内容	6ヶ月以内の元金据置

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)熊本銀行 営業推進部 担当：阿南

TEL 096 - 385 - 1394